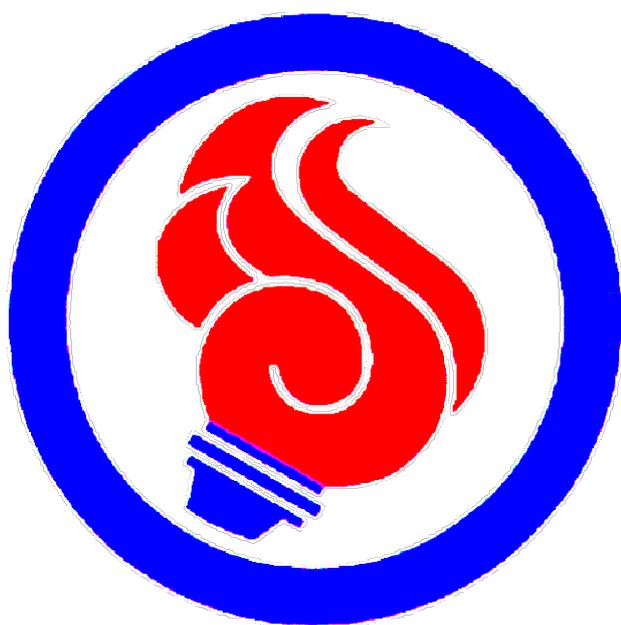


三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第3回常任委員会

書面報告



令和2年4月

目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 第3回常任委員会

○報告事項

【報告第1号】

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更・・・1

【報告第2号】

三重とこわか国体軟式野球競技リハーサル大会の中止について・・・・・・・・・・3

(総務企画専門委員会決定事項)

【報告第3号】

三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

【報告第4号】

三重とこわか国体亀山市協賛取扱基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

【報告第5号】

三重とこわか国体亀山市ボランティア募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・11

【報告第6号】

三重とこわか国体亀山市歓迎装飾実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

【報告第7号】

三重とこわか国体亀山市保険加入要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

【報告第8号】

三重とこわか国体亀山市識別用品整備要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

(競技式典専門委員会決定事項)

【報告第9号】

三重とこわか国体亀山市式典実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

【報告第10号】

三重とこわか国体亀山市旅費等支給規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

(宿泊衛生専門委員会決定事項)

【報告第11号】

三重とこわか国体亀山市医療救護要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

【報告第12号】

三重とこわか国体亀山市食品衛生対策要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

【報告第13号】

三重とわか国体亀山市防疫対策要項・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

【報告第14号】

三重とわか国体亀山市環境衛生対策要項・・・・・・・・・・・・ 27

(輸送交通専門委員会決定事項)

【報告第15号】

三重とわか国体亀山市輸送・交通業務実施要項・・・・・・・・ 29

【報告第16号】

三重とわか国体亀山市消防防災・警備業務実施要項・・・・ 33

○参考資料

資料1

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会役員・委員等名簿・・ 37

資料2

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・・ 40

資料3

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・・・ 45

報告事項

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第8条第3項に基づき、令和元年5月14日から令和2年5月13日までの間における三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会役員、委員等の変更について、次のとおり報告します。

【常任委員：9名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
三重県軟式野球連盟亀山支部 審判部長	佐々木 光晴	横山 宗晴
三重県高等学校体育連盟 会長	野垣内 靖	阿形 克己
亀山市小中学校長会 会長	服部 鋼一	高嶋 浩史
一般社団法人 亀山歯科医師会 監事	生川 克弥	(役職の変更)
亀山市健康福祉部 部長	古田 秀樹	井分 信次
亀山市防災安全課 危機管理監	服部 政徳	久野 友彦
亀山市立医療センター 地域医療部長	草川 吉次	古田 秀樹
亀山市教育委員会事務局 教育部長	亀山 隆	草川 吉次
亀山市議会事務局 事務局長	井分 信次	草川 博昭

【委員：12名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山市PTA連合会 会長	西村 昭伸	北川 友和
亀山飲食業組合 組合長	上田 昌子	中川 榮美子
亀山市茶業組合 組合長	伊達 謙二	伊達 義則
亀山市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	西村 邦昭	丸橋 勲
一般社団法人 三重県タクシー協会 北勢支部長	中島 嘉浩	長野 成司
西日本電信電話株式会社三重支店 支店長	杉本 渉	大西 秀隆
株式会社NTTドコモCS東海三重支店 支店長	杉山 直士	田口 浩司
KDDI株式会社 理事中部総支社長	岡部 浩一	渡辺 道治
亀山市青少年育成市民会議 会長	富松 敬史	中坪 務
亀山ライオンズクラブ 会長	笠井 信隆	豊田 和人
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 四日市国道維持出張所 出張所長	林 美德	森下 義
三重県鈴鹿建設事務所 所長	古澤 忠士	関 泰弘

【監事：1名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山市 会計管理者	米津 ひろみ	渡邊 知子

【参与：2名】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山警察署 署長	山内 範秀	橋本 利秋
株式会社中日新聞社 三重総局長	前田 智之	石川 保典

三重とこわか国体軟式野球競技リハーサル大会の中止について

令和2年5月30日（土）、31日に開催を予定していました「三重とこわか国体軟式野球競技リハーサル大会（第42回東日本軟式野球大会（1部）」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止が決定しました。

【中止が決定した大会】

<大会名> 三重とこわか国体軟式野球競技リハーサル大会
第42回東日本軟式野球大会（1部）

<開催日> 令和2年5月30日（土）、31日（日）

<会 場> 西野公園野球場

令和 2年 4月 6日

三重とこわか国体・三重とこわか大会
四日市市実行委員会 会長 森 智広 様
三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之 様
三重とこわか国体 伊賀市実行委員会
会長 岡本 栄 様

三重県軟式野球連盟
会長 千田 喜久治



東日本軟式野球大会（1部）開催中止のご連絡

謹啓 時下ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素は三重県軟式野球連盟の運営に格別のご理解、ご支援を賜りまして関係者一同 心より感謝申し上げます。

さて、2021年開催の三重とこわか国体のリハーサル大会として、第42回東日本軟式野球大会（1部）の開催に向け各市実行委員会様と協力・連携しながら準備を進めて参りましたが、別紙の通り全日本軟式野球連盟より大会中止の通知がありましたのでご連絡致します。

昨年来から準備を進めて参りましたので、大会中止は非常に残念な結果となってしまいましたが、昨今の新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑みますと致し方ないかと考えます。

今後は、2021年度の三重とこわか国体開催に向け、引き続きのご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

謹白

全軟野連発第 106 号

令和 2 年 4 月 3 日

都道府県支部 支部長 様
開催地主管支部 支部長 様
出場チーム 代表者 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
会長 武内 繁和



令和 2 年度 本連盟主催大会の一部中止について(通知)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本連盟の事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

弊連盟では、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催地と実施に向けて協議をしてきましたが、大都市を中心に感染者が急増していることや大会出場に際して、多くのチームが公共交通機関による移動が伴うことなど、大会を開催するにあたり更に感染者を増やすことにつながる恐れがあると判断し、下記の大会を中止することを決定しましたので通知いたします。

本大会の出場権を得ていたチームの皆さまと、永きにわたり大会の準備をされてこられた主管支部の皆さまにおかれましては、非常に残念かと思いますが、選手の皆さんや大会運営に携わるスタッフ・審判員の皆さまの安全確保を最優先に考えてのことであると、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【中止大会】

- ・第 42 回東日本軟式野球大会 1 部(三重県開催) 5 月 29 日～6 月 1 日
- ・第 42 回東日本軟式野球大会 2 部(群馬県開催) 5 月 8 日～11 日
- ・第 42 回西日本軟式野球大会 1 部(香川県開催) 5 月 22 日～25 日
- ・第 42 回西日本軟式野球大会 2 部(広島県開催) 6 月 5 日～8 日
- ・第 3 回全日本シニア軟式野球大会(トゥクラッセトーナメント) (岡山県開催) 6 月 6 日～8 日

以上

三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される、三重とこわか国体および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）について、企業等からの協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発、歓迎装飾および大会運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受け入れた場合は、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、貼付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序または良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさについて、実行委員会の承認を得て行うものとする。ただし、既存の製品提供の場

合は除く。

6 協賛への謝意

実行委員会が協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状等の贈呈を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等に、その旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 実行委員会が必要と認められる場合、この要項を改めることができる。

(様式第1号)

令和 年 月 日

協賛申込書

三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之 様

申込者

住 所

名 称

代表者名

印

亀山市で開催される三重とこわか国体および競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	数 量	
	単 価	
	総額 (相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	令和 年 月 日	
そ の 他		

担当者

所 属

氏 名

電 話

(様式第2号)

令和 年 月 日

協賛受領書

申込者住所

氏名 様

三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之

亀山市で開催する三重とこわか国体および競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	数量	
	単価	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	令和 年 月 日	
その他		

三重とこわか国体亀山市協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、三重とこわか国体亀山市協賛取扱要項第5及び第6の規定に基づき、協賛の表示及び協賛への謝意について必要な事項を定める。

2 協賛者名等の掲載基準

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、次の表に掲げるとおりとする。

金額等	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
10万円以上	協賛者バナー貼付、 写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品に 協賛者名掲載	使用可
10万円未満	協賛者名掲載			

3 謝意の実施基準

協賛への謝意の実施基準は、次の表に掲げるとおりとする。

金額等	感謝状等	対応方法	対応者
50万円以上	感謝状	贈呈式	会長
50万円未満 10万円以上		持参	事務局長
10万円未満	礼状	郵送	—

4 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 協賛者の呼称使用については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、以下のフレーズを無償で使用できる。
 - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催競技を応援しています。
 - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催競技会の協賛企業です。
 - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市開催（競技名）競技会の協賛企業です。
 - ・〇〇社は、三重とこわか国体亀山市スポンサーです。

三重とこわか国体亀山市ボランティア募集要項

1 目的

この要項は、本市で開催される三重とこわか国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という）を市民参加型の夢と感動にあふれる大会とするため、大会の運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

区 分	主 な 活 動 内 容
広報活動	イベント等での広報活動 とこわかダンスの普及 その他広報活動
記録	イベントや大会会場での記録（写真）
受付・案内	大会会場での受付、案内、資料配布 案内所での情報提供、観光案内
会場整理	大会会場での誘導、整理 駐車場での整理 シャトルバス乗降案内
環境美化	大会会場及び周辺の清掃 プランターの管理 ごみ箱の管理
休憩所	休憩所でのドリンクサービス
弁当配布	弁当の引き換え、回収

4 活動期間

ボランティア登録日から大会終了日までとする。

5 募集人数

300人程度

6 募集期間

令和元年12月から募集人数に達するまでとする。

ただし、実行委員会は必要に応じて期間を変更することができるものとする。

7 募集要件

平成22年4月1日以前に生まれた方で、次のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で、18歳未満の方については、保護者の同意を得るものとする。

- ・本市に在住もしくは通勤、通学している個人。
- ・本市に活動拠点を有する団体。
- ・上記以外の方で、実行委員会が必要と認めた個人または団体。

8 応募方法

所定の申込書及び必要書類を、実行委員会事務局へ持参、郵送、FAXまたはメールのいずれかの方法により申し込むものとする。ただし、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参または郵送に限る。

9 登録、変更、取消

(1) 実行委員会は、募集要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 実行委員会は、ボランティアの登録を受けた者または団体（以下「登録者」という。）から届出があった場合は、登録内容を変更することができる。

(3) 実行委員会は次の場合、登録を取り消すことができる。

- ・登録者から届出があった場合
- ・大会のイメージを損なう行為があった場合
- ・ボランティア活動に支障があると判断した場合

10 活動内容及び活動期間の決定

登録者の活動内容、活動期間及び活動場所については、希望調書等を参考に、実行委員会が決定する。

11 研修等

実行委員会は、登録者に対し、活動内容に応じて必要な研修、事前説明等を行う。

12 報酬、交通費等

ボランティア活動及び研修等の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。ただし、実行委員会が必要と認める場合は、昼食を支給することができる。

1 3 識別用品

実行委員会は、ボランティア活動に当たって、第三者との識別をする必要があると判断した場合は、服飾または識別用品もしくはその両方を支給する。

1 4 保険

登録者のボランティア活動及び研修等にあたっては、実行委員会において「損害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。

1 5 個人情報の保護

応募者の個人情報については、大会の運営又はその準備のみのために使用し、それ以外の目的には使用しない。

ただし、申込時に三重県の三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

1 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

三重とこわか国体亀山市歓迎装飾実施要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）に参加する、選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者を温かく迎え、心のこもったおもてなしができるよう、歓迎装飾の実施に関して必要な事項を定める。

2 歓迎装飾の実施

装飾の実施については、次のとおりとする。

- (1) 市民および関係機関・団体等の協力を得て、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する。
- (2) 景観等に配慮し、華美・過大な歓迎装飾を避けるとともに、関係機関・団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。
- (3) 実行委員会以外の者が、自ら歓迎装飾を実施しようとするときは、あらかじめ実行委員会と協議のうえ、実施するものとする。

3 歓迎装飾の実施場所

競技会場、練習会場および主要交通拠点並びにその周辺等、その他必要な場所とする。

4 歓迎装飾の時間

歓迎装飾の実施時間は、大会の開催準備に要する時間および大会開催期間とする。ただし、実情に応じて期間を変更できるものとする。

5 歓迎装飾の種類

歓迎装飾は、歓迎看板、のぼり旗、その他歓迎の意を表す装飾とする。

6 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、実行委員会の責任において速やかに行うものとする。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾の実施について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市保険加入要項

1 目的

この要項は、本市で開催される、三重とこわか国体（以下「大会」という。）について、開催準備業務および開催期間中（以下「大会期間中等」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定め、円滑な大会運営を図ることを目的とする。

2 契約

保険は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所および会場内外に配置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するものならびに運営上の過失から生じた事故により、第三者（使用会場の既存財物含む）の生命・身体・所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区 分	補償内容【てん補限度額】		
	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	1 億円	1 億円	3 億円
対 物	—	1 億円	3 億円

イ 受託物賠償事故

大会期間中等に実行委員会が借り受けた、または預った器具等を保管、または使用中に火災・盗難もしくは取り扱い上の不注意により損壊させたことにより損害賠償責任を負う事故をいう。

区 分	補償内容【てん補限度額】	
	1 事故	保険期間中
対 物	時価	時価総額

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区 分	補償内容【てん補限度額】		
	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	3 千万円	3 億円	3 億円

エ 医師等賠償事故

実行委員会が管理する救護所等での医療行為ならびに看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区 分	補償内容【てん補限度額】		
	1 人	1 事故	保険期間中
対 人	1 億円	1 億円	3 億円

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、ふるまい協力団体員、医師および看護師の大会従事者が、大会準備業務もしくは開催業務に従事している時、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
大会役員 競技会役員 競技役員 競技補助員 競技会補助員 ふるまい協力団体員	2, 500 万円	5, 000 円	3, 000 円
医 師	1 億円	30, 000 円	10, 000 円
看護師	3 千万円	10, 000 円	5, 000 円

4 適用除外

前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風为天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心身喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険特約上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めない事項は、保険契約に係る損害賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の定めるところによる。
- (2) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、この要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号

事故報告書

令和 年 月 日

三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之 様

報告者

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負傷者	住所
	氏名
	TEL () -
医療期間	住所
	名称
	担当医師
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

三重とこわか国体亀山市識別用品整備要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体（以下「大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、役員、係員等の識別用品について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 整備品目

識別用品として整備する用品は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 服飾品
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 大会

- ア IDカード
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、IDカードのみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他実行委員会が必要と認める者

4 デザイン等

識別用品のデザインは、原則として、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山

市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定するものとし、大会及びリハーサル大会に従事する、役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

5 識別用品の着用

配布対象者は、大会及びリハーサル大会の運営に従事する期間中は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 競技共催市町との協議による整備

他市町と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市町と協議して定める。

7 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品整備に関し必要な事項は別に定める。

三重とわか国体亀山市式典実施要項

1 目的

この要項は、三重とわか国体亀山市式典基本計画に基づき、三重とわか国体亀山市開催競技における式典の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 式典運営

式典の運営は、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、競技団体及び関係機関・団体の協力を得ながら、実施する。

3 式典内容

開始式・表彰式の内容は、次のとおりとする。ただし、内容および所要時間については、選手のコンディション等に配慮し、必要に応じて変更できるものとする。

(1) 開始式

- ア 開式通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・市旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開会のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 選手宣誓
- ケ 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば
- キ 国旗降納（儀礼）
- ク 大会旗・実施競技団体旗・
県旗・市旗降納（儀礼）
- ケ 競技会終了宣言
- コ 閉式通告

4 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を使用する

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、実行委員会および競技団体等が別途協議の上、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における式典の実施については、各競技会の規模に応じて、この要項を準用するよう努める。

三重とこわか国体亀山市旅費等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、亀山市で開催する三重とこわか国体および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の大会運営従事者に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的な事項を定め、事務の適正化を図ることを目的とする。

(支給対象)

第2条 大会運営に従事するもののうち、この規程で定める旅費等の支給対象となる者は、次のとおりとする。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) その他、三重とこわか国体亀山市実行委員会会長が認める者

(旅費の種類及び支給)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（以下これらを「交通費」という。） 、日当及び宿泊料とする。

- 2 交通費の支給は、市の取扱いに準じるものとする。ただし、計画輸送を利用した場合は支給しない。
- 3 日当及び宿泊料は、県の補助単位及び補助対象日数を上限とし、予算の範囲内で支給する。
- 4 競技補助員には宿泊料を支給しない。また、中学生及び高校生には、日当を支給しない。ただし、宿泊料については、会長が認める場合は支給することができる。
- 5 旅費は、競技団体へ一括支給することができることとする。
- 6 旅費の支給事務は、競技団体へ委託することができることとする。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

三重とこわか国体亀山市医療救護要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における医療救護対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

3 実施項目

医療救護対策は、次の事項を実施する。

(1) 救護所の設置

ア 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

イ 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

ウ その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療機器（AEDを含む）等を配置する。

医薬品は、ドーピング禁止物質を含有しないものを配備する。

(2) 救護所における医療救護

救護所は、患者に対する応急処置および簡易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(3) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。医薬品はドーピング禁止物質を含有しないものを配備する。

(4) 宿舎における医療救護

大会に参加する選手、監督、役員等が宿舎において発病・負傷した場合は、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を実行委員会へ連絡する。

(5) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して決める。

(6) 医療費の負担

救護所での診療費用および救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て

受診者が負担するものとする。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市食品衛生対策要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

食品衛生対策は次の事項を実施する。

(1) 食品衛生に対する意識向上の啓発

食品関係事業者ならびに市民および大会参加者等に食品衛生に関する意識向上の啓発を図り、食品衛生の向上に努める。

(2) 食品関係営業施設等に対する監視、指導

県、関係機関・団体等と連携し、食品関係営業施設等に対する重点的な監視、指導等を行い、施設の衛生確保および食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 食中毒発生の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、「食品衛生法」に基づき、必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市防疫対策要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における防疫対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を実施する。

3 実施項目

防疫対策は次の事項を実施する。

(1) 予防・防疫に対する意識向上の啓発

感染の発生防止のため、大会に参加する選手・監督・役員・視察員・補助員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、予防・防疫意識の普及啓発を図る。

(2) 感染症に関する情報の収集および提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備するとともに、本市での流行状況を常に監視し、大会参加者等への情報提供および状況に応じて注意喚起に努める。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療が受けられるよう努めるとともに、感染のまん延の防止の為、法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市環境衛生対策要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県、関係機関・団体等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

環境衛生対策は次の事項を実施する。

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場等の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場とその周辺における衛生管理体制を確立し、清潔に保持するよう努める。

(3) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な環境で過ごせるよう、宿舎およびその周辺の環境衛生の保持に努めるよう要請する。

(4) 廃棄物の発生抑制およびリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリユースおよびリサイクルを行う。また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処理を行う。

(5) 飲料水の衛生対策

水道事業者およびその他関係機関と連携し、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(6) ねずみ・衛生害虫等対策

関係機関・団体と連携し、ねずみおよび衛生害虫の発生防止等を行い、適正な環境づくりに努める。

(7) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止に努める。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市輸送・交通業務実施要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市輸送・交通基本計画および県の輸送・交通基本方針に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における輸送・交通業務について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県および所轄警察署ならびに関係機関・団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務を実施する期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合、延長することができる。

(3) 輸送・交通業務の範囲等

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合および競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。

4 輸送力の確保

(1) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要に応じて関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更および停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 車両の確保

計画輸送に使用する車両は借上げバス・タクシー等により行い、必要台数を実行委員会が確保する。

(3) 予備車の確保の検討

実行委員会は、大会期間中、緊急時に備えるため、予備車の確保を検討する。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の策定

実行委員会は、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

(2) 指定集合地の策定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舍および競技会場等への誘導案内を行う。

(5) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって亀山市外に所在する旅館等を宿舍として利用する場合は、広域配宿を行う選手・監督および役員等の輸送を実施する。

(6) 同一競技が複数市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が複数市町以上の会場地で行われる輸送は、関係会場地実行委員会が協議のうえ必要に応じて実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、必要な措置を講じる。

(8) 学校観戦の輸送

実行委員会は、事前に市内学校に調査等を行い、各競技の学校観戦について、学校と協議の上、輸送計画を作成し、実行委員会が配車する車両により輸送を行う。

6 交通業務の内容

(1) 交通規制

実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内・誘導

実行委員会は、大会参加者および一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場およびその周辺ならびに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

実行委員会は、大会参加者および一般観覧者の運行の安全および競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

(4) 路上駐車禁止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

(5) 指定駐車場の確保および開設

実行委員会は、大会参加者および一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(6) 指定駐車場の管理および運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

(7) 駐車許可証の交付

実行委員会は、特に利用を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

(8) 交通環境の整備

実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、大会参加者および一般観覧者に対し公共交通機関の利用の推進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

7 輸送・交通業務の委託

実行委員会は、この要項の定める業務の全部又は一部を関係団体等に委託できるものとする。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務実施について、この要項を準用する。

三重とこわか国体亀山市消防防災・警備業務実施要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市消防防災・警備基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設その他実行委員会が必要と認める場所とする。

3 実施期間

実行委員会が行う消防防災・警備業務の実施期間は、大会開催までのうち三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める期間及び大会の開催期間中とする。

4 基本的事項

(1) 消防防災業務

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設および宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 亀山市地域防災計画および各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 警備業務

ア 実施区域の雑踏事故その他事故及び事件の防止に取り組む。

5 消防防災業務

(1) 体制

ア 大会開催前

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、平常時の業務体制で行う。

イ 大会開催期間中

実施本部内に消防防災業務を統括する消防警備本部を設置する。また、必要に応じて大会関連施設に係員を配置する。

(2) 業務内容

ア 大会開催前

a 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。

- b 大会関連施設における消防用設備および水利等の点検整備に関すること。
- c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- d 防火・防災意識の高揚に向けた啓発活動の推進に関すること。
- e 大会関連施設での避難訓練に関すること。
- f 大会関連施設および宿泊施設の予防査察に関すること。
- g その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- a 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- b 大会関連施設の救急救助に関すること。
- c 大会関連施設における避難経路及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- d その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 通信連絡体制

大会開催期間中、実行委員会は、消防防災業務を円滑に行うため、通信連絡体制を確立する。

(4) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、関係機関および宿泊他市町と調整し実施する。

(5) 大規模災害等に係る対策

大会の開催前および開催期間中において、亀山市災害対策本部が設置される大規模災害等（震災を含む）が発生した場合は、亀山市の防災関係部局と連携し、対応するものとする。

6 警備業務

(1) 体制

ア 大会開催前

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、平常時の業務体制で行う。

イ 大会開催期間中

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、大会関連施設に係員を配置し、警備体制を整える。

(2) 業務内容

ア 大会開催前

- a 警備計画の作成に関すること。
- b 警備体制の整備・確立に関すること。
- c 実施踏査に関すること。
- d 通信体制の整備・確立に関すること。

- e 業務に携わる警備員および係員の確保と事前教育の実施に関する事。
- f 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- g 関係機関との連絡協力体制の確立に関する事。
- h その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- a 大会関連施設および周辺における犯罪の予防に関する事。
- b 雑踏事故、その他の事故・事件の防止に関する事。
- c 大会関連施設および必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- d 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者の大会関連施設での誘導および混雑防止の措置に関する事。
- e 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
- f その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生し、亀山市危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し、対応する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会および炬火イベント等における消防防災・警備業務実施についても、この要項を準用する。

資料

三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会役員・委員等名簿

会長：1名、副会長：5名、常任委員：27名、委員：41名、監事：2名、顧問：1名、参与：8名【計85名】

【会長：1名】

敬称略、順不同

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	行政関係	亀山市	市長	櫻井 義之	

【副会長：5名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	議会関係	亀山市議会	議長	小坂 直親	
2	スポーツ関係	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	会長	豊田 利一	亀山市スポーツ審議会会長 (常任委員) 兼務
3	産業・経済関係	亀山商工会議所	会頭	岩佐 憲治	
4	行政関係	亀山市	副市長	西口 昌利	
5	行政関係	亀山市教育委員会	教育長	服部 裕	

【常任委員：27名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	社会・市民団体	亀山市自治会連合会	会長	小河 明邦	
2	健康・福祉関係	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	会長	榎谷 英一	
3	県競技団体	三重県軟式野球連盟 亀山支部	審判部長	佐々木 光晴	
4	県競技団体	三重県ウエイトリフティング協会	会長	柳瀬 仁	
5	県競技団体	三重県カローリング協会	理事長	内田 政義	
6	県競技団体	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	代表	中畑 富行	
7	県競技団体	三重県ビリヤード協会	会長	田中 智也	
8	県競技団体	亀山市レクリエーション協会	理事長	小林 茂	
9	スポーツ関係	亀山市スポーツ推進委員会	会長	宮坂 辰男	
10	教育関係	亀山市中学校体育連盟	会長	徳田 浩一	
11	教育関係	三重県高等学校体育連盟	会長	野垣内 靖	
12	教育関係	亀山市小中学校長会	会長	服部 鋼一	
13	産業・経済関係	一般社団法人 亀山青年会議所	副理事長	山田 拓朗	
14	観光関係	一般社団法人 亀山市観光協会	会長	黒田 力男	
15	医療関係	一般社団法人 亀山医師会	会長	落合 仁	
16	医療関係	一般社団法人 亀山歯科医師会	監事	生川 克弥	
17	医療関係	一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会	会長	松浦 恵子	
18	行政関係	亀山市総合政策部	部長	山本 伸治	
19	行政関係	亀山市生活文化部	部長	佐久間 利夫	
20	行政関係	亀山市健康福祉部	部長	古田 秀樹	
21	行政関係	亀山市産業建設部	部長	大澤 哲也	
22	行政関係	亀山市上下水道部	部長	宮崎 哲二	
23	行政関係	亀山市防災安全課	危機管理監	服部 政徳	
24	行政関係	亀山市消防本部	消防長	平松 敏幸	
25	行政関係	亀山市立医療センター	地域医療部長	草川 吉次	

【常任委員：27名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
26	行政関係	亀山市教育委員会事務局	教育部長	亀山 隆	
27	行政関係	亀山市議会事務局	事務局長	井分 信次	

【委員：41名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	スポーツ関係	公益財団法人 三重県体育協会	事務局長	須原 久勝	
2	スポーツ関係兼市競技団体	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	副会長	山谷 和久	軟式野球連盟亀山支部副理事 長兼務
3	スポーツ関係兼市競技団体	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会	副会長	平井 一正	三重県ウエイトリフティング 協会副会長兼務
4	スポーツ関係兼市競技団体	亀山市ウエイトリフティング協会	会長	平岡 一能	
5	スポーツ関係	ENJOYスポーツかめ亀クラブ	会長	箭吹 利博	
6	スポーツ関係	特定非営利活動法人 Let'sスポーツわくわくらぶ	会長	上田 佳士	
7	教育関係	三重県立亀山高等学校	校長	辻 成尚	
8	教育関係	学校法人三重徳風学園 徳風高等学校	校長	東 則尚	
9	教育関係	学校法人古市学園 みずきが丘道伯幼稚園	園長	井上 千春	
10	教育関係	亀山市PTA連合会	会長	西村 昭伸	
11	産業・経済関係	亀山市商業団体連合会	会長	笠間 清	
12	産業・経済関係	亀山飲食業組合	組合長	上田 昌子	
13	産業・経済関係	鈴鹿農業協同組合	代表理事専務理事	大塚 和馬	
14	産業・経済関係	亀山市茶業組合	組合長	伊達 謙二	
15	産業・経済関係	鈴鹿森林組合	代表理事組合長	中川 賢一	
16	健康・福祉関係	亀山市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	西村 邦昭	
17	衛生関係	鈴鹿食品衛生協会	会長	前田 稔	
18	交通・インフラ関係	亀山地区交通安全協会	会長	西川 てる子	
19	交通・インフラ関係	一般社団法人 三重県タクシー協会	北勢支部長	中島 嘉浩	
20	交通・インフラ関係	公益社団法人 三重県バス協会	専務理事	青木 周二	
21	交通・インフラ関係	三重交通株式会社中勢営業所	営業所長	内山 宜哉	
22	交通・インフラ関係	日本郵便株式会社亀山郵便局	局長	山口 勝史	
23	交通・インフラ関係	西日本電信電話株式会社三重支店	支店長	杉本 渉	
24	交通・インフラ関係	株式会社NTTドコモCS東海三重支店	支店長	杉山 直士	
25	交通・インフラ関係	KDDI株式会社	理事中部総支社長	岡部 浩一	
26	交通・インフラ関係	ソフトバンク株式会社	人事総務本部参与	伊藤 尚文	
27	交通・インフラ関係	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー鈴鹿営業所	所長	林 哲也	
28	社会・市民団体	亀山市老人クラブ連合会	体育部長	池田 良次	
29	社会・市民団体	亀山市婦人会連絡協議会	会長	中村 愛	
30	社会・市民団体	亀山市子ども会育成者連絡協議会	会計	小西 宏美	
31	社会・市民団体	亀山市青少年育成市民会議	会長	富松 敬史	
32	社会・市民団体	亀山ロータリークラブ	会長	赤塚 英則	
33	社会・市民団体	亀山ライオンズクラブ	会長	笠井 信隆	
34	施設管理関係	三幸・スポーツマックス共同事業体 代表企業 三幸株式会社名古屋支店	常務執行役員支店長	土屋 幸成	

【委員：41名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
35	施設管理関係	公益財団法人 亀山市地域社会振興会	理事長	岸 英毅	
36	国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所鈴鹿川出張所	出張所長	中本 有朋	
37	国・県関係	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所四日市国道維持出張所	出張所長	林 美徳	
38	国・県関係	国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所上野維持出張所	出張所長	山本 裕彦	
39	国・県関係	三重県鈴鹿建設事務所	所長	古澤 忠士	
40	国・県関係	三重県鈴鹿地域防災総合事務所	所長	富田 康成	
41	国・県関係	三重県鈴鹿保健所	所長	土屋 英俊	

【監事：2名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	行政関係	亀山市代表監査委員		渡部 満	
2	行政関係	亀山市	会計管理者	米津 ひろみ	

【顧問：1名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	議会関係	三重県議会	議員	長田 隆尚	

【参与：8名】

	選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
1	国・県関係	亀山警察署	署長	山内 範秀	
2	報道関係	株式会社中日新聞社	三重総局長	前田 智之	
3	報道関係	株式会社毎日新聞社津支局	支局長	広瀬 隆史	
4	報道関係	株式会社朝日新聞社鈴鹿支局	支局長	中根 勉	
5	報道関係	株式会社読売新聞社鈴鹿通信部	主事	南条 哲治	
6	報道関係	株式会社伊勢新聞社	記者	岩間 匠	
7	報道関係	三重テレビ放送株式会社	報道制作局長	小川 秀幸	
8	報道関係	株式会社ZTV	取締役社長	田村 憲司	

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員等である者は、三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会の役員等に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。
（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。